

「法の日」週間行事実施報告！

「法の日」週間とは??

裁判所では、国民の皆さんに、法の役割や国民生活における裁判所の機能等について、理解と信頼を深めていただくことを目的として、10月1日から7日までの1週間を「法の日」週間としています。検察庁、法務省及び弁護士会と協力して、毎年各種イベントを実施しています。

① 無料法律相談を実施しました。

岐阜地方・家庭裁判所では、岐阜地方法務局及び岐阜県弁護士会との共催で、10月5日（月）に、岐阜市内の大型複合商業施設「マーサ21」にて、**無料法律相談**を実施しました。

4階マーサホールでの無料法律相談。

無料法律相談しています！



待合室には様々なパンフレットをご用意しました。



こちらが、相談会場です。
多くの方にご来場いただきました。



② 「法の世界探検ツアー」を実施しました。

「法の日」週間特別企画として、10月26日（月）に、裁判所、検察庁、弁護士会と合同の見学会「法の世界探検ツアー」を実施しました。裁判所庁舎、検察庁庁舎、弁護士会館の順で巡り、裁判官、検察官、弁護士からそれぞれの仕事の内容をご説明し、それぞれの建物を見学していただきました。

裁判所（法廷）を探検中の様子。



←裁判官から、裁判手続についての説明を、普段入れない裁判官席等に座って受けていただきました。みなさん、真剣な表情です。

裁判官が着ている法服です。→法服の色が黒なのは、他の色に染まることはないという点で、公正さを象徴するという説があります。



←裁判官席で法服着用体験。気分は裁判官！！

司法について少しでも身近に感じていただけたでしょうか。

ツアーに参加していただきありがとうございました！！